

令和5年度 田原本町社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 田原本町社会福祉協議会



令和5年度 田原本町社会福祉協議会事業計画

[I] 基本方針

超高齢社会の進展や人口減少など社会状況の変化とともに、人々の生活様式や価値観の多様化が大きく進んでいく一方、家族や地域におけるつながりや支え合う力の弱化が危惧され、個人や世帯が抱える福祉的課題はより複雑化しています。

社会福祉協議会では、地域住民や関係機関とともに支え合い助け合える地域福祉のネットワークの強化・構築を図りながら、生きづらさを抱えている方々からの相談に丁寧に対応し、新たなつながりが生まれ、深まるような支援の充実に努めます。

令和5年度は、第2期田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、「みんなでつむぐ福祉のまち田原本」を基本理念とし、重点項目として位置づけられている「重層的な地域福祉ネットワークの構築」の実現のため、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応すべく、官民協働の福祉のまちづくりの実現を目指します。

“住民と共に歩む社協”として、地域に密着した身近な立場で様々な支援や体制づくりに努めるとともに、世代や分野を超えて人と人、人と資源とがつながることができる「地域共生社会」の実現にむけて、次の諸施策・事業を実施します。

事業の組み立て

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 生活支援事業の推進
- (3) ふれあいセンターの管理運営
- (4) 事務局運営の充実強化
- (5) 専門職の派遣による福祉施策の充実

[II] 重点推進項目 【表記：◇各施策・事業名、〔 〕実施時期等】

(1) 地域福祉活動の推進

誰もが安心・安全な日常生活を送れるよう、身近な生活圏域（自治会～小学校区など）において、住民一人ひとりが福祉への関心と理解を深めながら、世代や分野を超えたつながりや活動が活発に展開される基盤整備を図ります。

● 地域での「支え合い・助け合い」活動の推進

施策・事業	<p>◇重層的な地域福祉ネットワークの構築</p> <p>－重層的支援体制整備事業への移行準備事業（町委託事業）－</p> <p>制度の狭間にいる人や自らSOSを出せない人等の生きづらさを受け止めるために、職員が積極的に地域に出向き、地域住民や町が実施する関連施策と連携しながら、社会的孤立の解消に取り組みます。また、「支援する側・される側」といった従来の関係を超えた住民主体の地域づくりを支援します。</p> <p>・生活支援ニーズ、潜在的課題の把握と共有</p>
-------	---

	<p>地域活動等の中から把握したニーズや潜在化している課題を、地域住民と共有し社会的な課題として捉えなおすことで、住民主体の地域づくりに反映します。</p> <p>◇災害時の支援協力体制の強化</p> <p>町との協定に基づき設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練や、運営マニュアルの見直し等を検討します。また町防災計画に基づき、福祉避難所（ふれあいセンター）運営への協力に努めます。</p>
--	---

● 幼児の健全育成と子育て支援

施策・事業	<p>◇ファミリー・サポート・センター事業（町委託事業）</p> <p>子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が会員として登録し、有償で行う住民相互の援助活動として、地域での子育て支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の募集、登録 ・援助活動の調整 ・安心して活動するための講習会や会員交流会の開催
-------	---

(2) 生活支援事業の推進

生活支援事業は、利用者の権利擁護を支援活動の中心に据え、地域でお互いに顔の見える支え合い活動の構築に向けた施策・事業を推進します。

相談支援については、住民の生活課題に関わる身近な相談窓口として本人に寄り添い課題解決を図るとともに複雑化した支援ニーズには、ケース検討会議などを開催しながら多機関協働による支援活動を行います。

● 相談支援体制の充実

施策・事業	<p>◇包括的な相談支援体制の強化</p> <p>－重層的支援体制整備事業への移行準備事業（町委託事業）－</p> <p>社協が実施する各種相談事業と、多機関との協働・連携体制の構築を図ることで、制度の狭間にいる方や複合的な困り事を抱える世帯等の相談支援に努めます。</p> <p>また個別の支援ニーズから、地域で支え合うために必要な関係づくりや、地域づくりにも活かせるように個別支援と地域支援との一体的な展開に努めます。</p> <p>◇フードレスキュー・見守り事業を通したネットワークづくり</p> <p>企業や団体等の協力を得ることで、一人親家庭や生活困窮者等を対象とした食料・日用品の支援を継続して展開できる仕組みづくりに努めます。また、バザーの開催などによりボランティアや地域とのつながりの強化にも努めます。</p>
-------	---

● 障がい児・者への社会参加と生活支援

施策・事業	<p>◇権利擁護事業</p> <p>成年後見制度の申立や活用支援、障がい者をはじめ子どもや高齢者への虐待防止・早期発見のための地域支援体制づくり、消費者被害防止のための情報提供、犯罪者の再犯防止に向けた地域や専門職とのつながりづくりなど、権利擁護に必要な活動に取り組みます。</p>
-------	---

(3) ふれあいセンターの管理運営（町指定管理期間：令和3年度から令和5年度）

ふれあいセンターは、浴場設備・児童館等の機能を持つ、乳幼児から高齢者まですべての町民の皆様が利用できる福祉総合施設です。より多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、施設が持つ機能・特徴を最大限に活かし、来館者の声を形にし、指定管理者として福祉と経営の視点を大切に、堅実な管理運営と諸事業の充実化を図ります。

施策・事業	<p>(児童館事業)</p> <p>◇子育て支援事業「ふれあいカフェ」の開催（月1回程度） 子育て中の親を対象に、育児中に感じる不安や孤独感の軽減を図り、リフレッシュする機会や、親自身も楽しみや学び、繋がりや癒しを得られる時間をつくり、心身ともに健やかに育児ができるよう実施します。 実施にあたっては、子育て経験、資格を持つボランティアと協働し、ボランティアの活躍の場ともなるよう取り組みます。</p> <p>◇出張児童館の開催（定期的） 児童館の構造等、センター内で充足できない、体を動かして遊びたいという小学生以上の子どものニーズに対し、ふれあいセンター以外で身体活動を通じ健全な育成に寄与するべく実施するほか、夏休みの時期は宿題（工作）と共に取り組む環境を通じ交流を促進します。実施の際は中高生の居場所としての運用も併せてできるよう検討します。</p> <p>(高齢者・障がい者支援事業)</p> <p>◇「ふれあいふらっと」の開催（月2回程度） 来館者がふらっと立ち寄れる企画として手芸・健康、その他暮らしに役立つ教室を居場所づくり・役割づくりを目的に取り組みます。内容についてはアンケート等を通じ、その都度来館者の声を反映した教室として開催します</p>
-------	--

(4) 事務局運営の充実強化

社協の取り組みを多くの人に知ってもらうことができるよう、わかりやすい広報・情報提供の充実を図るとともに、多様な関係者・団体の参加及び協力を得られる共感が広がる仕組みの構築に努めます。

また、地域ニーズに応じた地域福祉施策・事業を着実に推進するための将来展望を描きつつ、事業を振り返りながら計画的な発展及び強化に向けた組織体制づくりを行い、地域福祉活動計画の目標の達成に向け着実に歩みを進めます。

● 事務局運営体制と機能の充実

施策・事業	<p>◇地域福祉活動拠点整備事業 社協の館が、地域福祉関係者の活動拠点や交流の場となるよう、ボランティアをはじめ人と人が出会いつながりが生まれるための情報や活動の「見える化」に取り組む等、施設整備を行います。</p> <p>◇第2期田原本町地域福祉活動計画の普及・啓発</p>
-------	--

	<p>地域住民が地域福祉活動計画を身近に感じことができるように、関心や興味に働きかける普及・啓発を行います。</p> <p>◇社協の発展・基盤強化</p> <p>地域福祉を積極的に推進し、複雑多岐・深刻化する生活課題への取り組みに対応していくための基盤整備として、社協の事業展開や組織体制・職員の資質向上・財政基盤等について中・長期的な目標や指針設定に向けた取り組みを行います。</p>
--	---

● 広報・情報提供機能の充実

施策・事業	<p>◇広報紙「よろこび」発刊事業〔3回/年〕</p> <p>◇ホームページの運営、SNS(公式LINE、Instagram)の積極的な活用〔適時更新〕</p> <p>◇全戸配布情報紙への活動記事等の掲載〔4回/年〕</p>
-------	--

(5) 専門職の派遣による福祉施策の充実

町行政等へ福祉関係有資格者の専門職を派遣することにより、安定と地域に根差した福祉施策への展開及び活性化を図ります。

施策・事業	<p>◇長寿介護課への派遣</p> <p>地域包括支援センターへ派遣することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送れるよう、介護・福祉・医療など様々な面から総合的な支援を行うとともに、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の業務を通じ、地域包括ケアシステムの構築に寄与します。</p> <p>◇健康福祉課への派遣</p> <p>健康福祉課に設置された福祉の総合相談窓口へ派遣し、複合化した課題にも的確に対応していくための相談支援体制の構築に寄与します。</p>
-------	--

〔III〕令和5年度主要事業の概要【表記方法：◇各施策・事業名、◆重点推進項目、〔 〕実施時期等】

該当項目等	事業内容
(1) 地域福祉活動の推進	<p>1. 地域での「支え合い・助け合い」活動の促進</p> <p>◆重層的な地域福祉ネットワークの構築（町委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ニーズ、潜在的課題の把握と共有 ・支え合いの地域づくり活動の普及啓発 <p>◇介護予防・生活支援サービスの充実（町委託事業）</p> <p>高齢者の介護予防・生活支援の基盤づくりに取り組みます。住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、助け合い・支えあいの地域づくりを推進します。また、日常生活において、生きがい・やりがいを發揮できる機会づくりに努めます。</p> <p>◆災害時の支援協力体制の強化</p> <p>2. 福祉教育の充実</p> <p>◇福祉教育推進連絡会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育に関する研修会や意見交換会（町教育委員会担当職員、小・中学校の福祉教育担当教諭） <p>◇学校ボランティア活動や福祉教育への支援（小学校5校、中学校2校、高等学校2校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育に関する講演会や体験学習などへの職員派遣 <p>従来からの車いす・アイマスク体験等に加え、生徒や先生の興味・関心が広がるようなカリキュラムの支援・調整を行ないます。また、地域や福祉施設での福祉体験の機会づくりに努め、お互いの違いを認め合うためのきっかけづくりに努めます。</p> <p>3. 幼児の健全育成と子育て支援</p> <p>◇幼児教室（町委託事業）〔実施回数：6回/年〕</p> <p>友達とふれあい、共に成長する機会を提供するとともに、保護者が抱える悩みの相談にも応じます。（対象：2歳児とその保護者）</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業（町委託事業）</p> <p>子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（援助会員）が会員として登録し、有償で行う住民相互の援助活動として、地域での子育て支援を推進します。</p> <p>4. 高齢者の見守りと地域づくり</p> <p>◇福祉給食・見守り事業〔実施回数：48回/通年〕</p> <p>一人暮らし高齢者等を対象に調理・配食を通じた見守り活動を実施します。対象者の方の体調や状況の変化に目を配り、必要に応じて関係機関につなげます。</p> <p>5. ボランティア活動支援</p> <p>◇ボランティアセンター運営強化（相談・ニーズ調整・情報提供）</p> <p>ボランティア活動への意欲が湧くような相談機能の充実を図ります。具体的には、活動する場の情報提供やコーディネートに努め、ボランティアへ参加しやすくなるような環境の整備を図ります。また、NPOや企業等とのネットワークづくりを推進し、福祉の分野にこだわらず、地域課題の解決に向けてお互いの強みを活かせるボランティア活動への展開を目指します。</p> <p>◇ボランティア団体活動助成</p> <p>自発的な意思に基づくボランティア活動の安定運営に寄与することにより</p>

		<p>地域に根差しつつ新たなニーズに対応できる活動となるよう、活動費の助成や相談支援などを行います。</p> <p>◇レクリエーション物品貸出事業（ふれあいセンターと連携）</p> <p>住民主体による集いの場等で使用できるゲームや体操用具等の貸し出しを行い、地域での福祉活動の活性化を支援します。</p>
	6. 福祉を身近に感じる機会づくり	<p>◇助け合い・支え合い活動啓発事業（田原本町共同募金委員会との連携事業）</p> <p>助け合い・支え合い活動の輪が地域へ広がるように働きかけます。職員が、各種事業の魅力を再認識し、住民に広く知っていただけるように、広報紙、ホームページはもちろん、SNSを活用することで、自然と福祉に触れる機会づくりを強化します。</p>
	7. 福祉関係団体活動支援	<p>◇団体事務局〔10団体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田原本町共同募金委員会 ・田原本町老人クラブ連合会 ・田原本町ボランティア連絡協議会 ・田原本町遺族会 ・「英靈にこたえる会」田原本町支部 ・田原本町民生児童委員協議会 ・田原本町身体障害者福祉協会 ・田原本町母子寡婦福祉会 ・磯城郡遺族会 ・磯城郡社会福祉協議会 <p>団体事務局として、各団体の円滑な運営を支援するとともに、団体活動を通じて地域福祉の推進に努めます。</p>
	8. 磯城郡地域福祉推進事業	<p>◇磯城郡社会福祉協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催、郡域ボランティア団体活動への助成、郡域福祉団体への助成等を郡内社協が協働して行います。
(2) 生活支援事業の推進	1. 相談支援体制の充実	<p>◆包括的な相談支援体制の強化（町委託事業）</p> <p>◇心配ごと相談事業〔月1回（原則第4木曜日）、13:00～16:00〕</p> <p>◇生活福祉資金貸付事業（県社協連携事業）</p> <p>◇緊急小口資金貸付事業（善意銀行への寄附金を原資として実施）</p> <p>◆フードレスキュー・見守り事業を通したネットワークづくり (共同募金を財源とした食料品、日用品の調達、住民・企業・県社協等による物資提供等により実施)</p> <p>◇日常生活自立支援事業（県社協委託事業）</p> <p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など生活に不安を抱えている方に対し、福祉サービスの利用に関することや日常的な金銭管理についての支援を行います。</p> <p>◇障害者等相談支援事業（町委託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者特定相談支援事業 ・障害者一般相談支援事業
	2. 障がい児・者への社会参加と生活支援	<p>◇障がい児レクリエーション事業（町委託事業）</p> <p>ボランティアの協力を得て、療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳を所持する児童を対象に、社会参加及び参加者の交流活動を実施します。</p> <p>◇ほのぼのサロン&カフェの開催（社福萌との共同開催）</p> <p>主に精神障がい者を対象に、集いと交流の場を提供し社会参加の促進と、暮らしやすいまちづくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン〔毎月1回〕：レクリエーション等のグループ活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・ カフェ〔毎月 1 回〕：個人でも思い思いに過ごせるよう配慮した場の提供 <p>◆権利擁護事業</p> <p>◇磯城郡地域自立支援協議会への積極的な参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会、生活支援部会、相談支援部会等への参画
3. 福祉用具等 貸出事業	<p>◇福祉用具（電動ベッド、車椅子、送迎車両）貸出事業</p> <p>既存の制度では利用対象とならない方々への支援と、その安定的な運営を図ります。</p> <p>◇3人乗り自転車貸出事業（町委託事業）</p> <p>子育て世代を支援するため、2人の幼児とともに乗車できる3人乗り自転車を貸与します。</p>
(3) ふれあいセンターの管理運営	<p>1. 住民の憩いの場づくり</p> <p>◇浴場の運営</p> <p>衛生管理の観点から清掃及び消毒に取り組み、楽しみながら健康増進を目的としたイベント風呂（ひのき湯・ゆず湯）等を定期的に開催します。</p> <p>◇喫茶コーナーの運営（ボランティア協力による運営）</p> <p>ボランティアグループとの連携・協働により運営。来館者同士、子育て世代の利用も促進し、自然と世代間交流ができるコミュニティースペースとなるよう努めます。</p> <p>2. 交流事業</p> <p>◇世代間交流事業〔季節毎〕</p> <p>乳幼児から高齢者まで様々な世代が利用する施設の特徴を活かし、来館者同士の交流が図られるような事業を実施します。来館者のニーズを拾い反映させるプロセスを大切に、企画の検討・実施に努めます。</p> <p>◇ふれあいフェスティバルの開催</p> <p>来館者へ日頃の感謝を伝える機会、また、来館したことのない方々が来館するきっかけとなるよう内容を検討し、センター周知と併せ、楽しみの中に自然と福祉に触れることができる場として開催します。</p> <p>◇ボランティア活動の推進</p> <p>住民が経験や趣味などを活かし事業へ参画できる場を提供します（創作活動の講師、児童館運営協力等）</p> <p>3. 児童館事業</p> <p>◇親子のつどい事業「ふれあいきっず」の開催〔月2回程度〕</p> <p>乳幼児・未就園児等を対象に、段階に応じた遊びを提供し、健全な成長と発達の支援を行います。また、子ども・保護者同士の交流やコミュニケーションを通じ、子育て中の親のニーズを把握し、その都度事業に反映できるよう取り組みます。</p> <p>◆子育て支援事業「ふれあいカフェ」の開催〔月1回程度〕</p> <p>子育て中の親を対象に、育児中に感じる不安や孤独感の軽減を図り、リフレッシュする機会や、親自身も楽しみや学び、繋がりや癒しを得られる時間をつくり、心身ともに健やかに育児をできるよう実施します。</p> <p>実施にあたっては、子育て経験、資格を持つボランティアと協働し、ボランティアの活躍の場ともなるよう取り組みます。</p> <p>◇おはなしひろばの開催（月1回程度）</p> <p>来館される未就園児の親子を対象に、読み聞かせボランティアに協力いた</p>

	<p>だきながら子どもの健やかな心身の発達の促進を目的に開催します。</p> <p>◆学習支援「てらこやクラブ」の実施（月2回程度）</p> <p>小学生の来館頻度の向上を目的に、主に小学生（低学年）を対象として、宿題を中心とした学習支援を行います。ボランティア協力の元、子ども同士相互で助け合い取り組む仕組みづくりにも努めます。</p> <p>◆出張児童館の開催（定期的）</p> <p>児童館の構造等、センター内で充足できない、体を動かして遊びたいという小学生以上の子どものニーズに対し、ふれあいセンター以外で身体活動を通じ健全な育成に寄与するべく実施するほか、夏休みの時期は宿題（工作）に共に取り組む環境を通じ交流を促進します。実施の際は中高生の居場所としての運用も併せてできるよう検討します。</p>
4. 高齢者・障がい者支援事業	<p>◆「ふれあいふらっと」の開催（月2回程度）</p> <p>来館者がふらっと立ち寄れる企画として手芸・健康、その他暮らしに役立つ教室を居場所づくり・役割づくりを目的に取り組みます。内容についてはアンケート等を通じ、その都度来館者の声を反映した教室として開催します。</p> <p>◆気軽に参加できる体を動かす機会の提供（月2回程度）</p> <p>来館者の健康の促進、来館者同士の交流の機会として、体操やスカットボール等気軽に体を動かすことができる機会を提供します。</p> <p>◆介助浴室の活用</p> <p>既存の介護・障がいサービスだけでは充足できない入浴ニーズに対し、介助浴室活用に努めます。町内事業所等に介助浴室についての周知し利用促進を図ります。</p> <p>◆障がいを持つ人たちの社会参加の場づくり〔週2回程度〕</p> <p>障がい福祉事業所に対し物品販売の場の提供することで、社会参加に寄与します。</p>
5. センター機能充実のためのニーズ調整及び連携・体制強化	<p>◆来館者に対するニーズ調査</p> <p>来館者とのコミュニケーションや、ボードなどを活用し、ニーズを発信しやすい調査方法を検討・実施します。いただいた声についてはセンターとしてコメントの返信や事業・運営に反映させ、来館者の満足度の向上に努めます。</p> <p>◆地域ネットワークにおけるセンターの役割確立と連携</p> <p>子育て・障がい・介護の各関係機関との連携を図り、それぞれのネットワークにおけるセンターの役割を確立できるよう各種ネットワーク会議等に積極的に参画します。</p> <p>◆職員間の情報共有・連携強化</p> <p>センターを含む社協の係・職員間で得た地域住民のニーズや情報等を共有し、よりニーズや社会情勢等に即した事業や居場所づくりが展開できるよう努めます。また、事業展開の際は当事者やボランティアの活動の促進にもつながるよう実施します。</p>

	6. 情報発信	<p>◇周知活動</p> <p>時代背景に沿ったより多くの方への周知として SNS 等を活用するほか、センター独自のパンフレットやセンターだより（季刊紙）の作成等、幅広い世代の方にセンターを知っていただくことのできる方法の検討・実施に努め新規来館者の獲得を目指します。</p>
(4) 事務局運営の充実強化	1. 事務局運営	<p>◇理事会及び評議員会の円滑運営</p> <p>◆地域福祉活動拠点整備事業</p> <p>◆第 2 期田原本町地域福祉活動計画の普及・啓発</p> <p>◆社協の発展・基盤強化</p> <p>◇職員のスキルアップ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の社会福祉に関する資格等の取得を積極的に支援し、事務局の専門職体制の充実を図ります。 ・職員の資質向上、意欲・能力を引き出す環境の整備に取り組みます。 <p>◇社協賛助会員の拡充</p> <p>◇実習生等の受け入れへの協力</p> <p>社会福祉士などの福祉専門職資格の取得に必要な社会福祉現場実習の受け入れ先として協力します。</p>
	2. 広報・情報提供機能	<p>◆広報紙「よろこび」発刊事業〔発行予定月：7、10、2 月〕</p> <p>社協活動の PR と支え合い地域福祉活動に関する情報発信を行うことで、住民参加の意識を醸成します。また、住民の皆様にとってより分かりやすく、関心を持っていただけるような創意工夫に努めます。</p> <p>◆ホームページの運営、SNS の活用</p> <p>見る側の視点に立った、分かりやすく使いやすいホームページになるよう、その管理運営に努めます。また、より多くの年代へ活動の PR ができるよう SNS 等の積極的な活用を図ります。</p> <p>◆全戸配布情報紙への活動記事等の掲載〔4 回/年〕</p> <p>全戸配布されている情報紙「田原本ダイスキ！」に社協事業等の紹介記事を掲載することで、より幅広い世代の方に社協を周知し、一人でも多くの人に活動を知っていただけるよう努めるとともに新たなニーズの把握や困りごとの解決に寄与するよう取り組みます。</p>

